

令和6年度収入申告の申告方法変更に係る効果検証について

1. 経緯

市営住宅の毎月の家賃決定に際し、入居者は公営住宅法第16条第1項及び恵庭市営住宅条例第17条第1項に基づき、毎年度、収入を申告しなければならないとされている。

従来、収入申告は全入居者に対し原則(やむを得ない場合を除き)窓口来庁を促し、申告書の作成方法をレクチャーしつつ、添付書類を説明し、生活状況を口頭にて聞き取り対応していたが、窓口対応に膨大な時間を要することや、入居者に複数回の来庁を求めることとなり負担となっていたこと等の課題があったことから、業務改善及び入居者の負担軽減の観点から、令和6年度より以下のとおり収入申告方法を変更。

※令和6年度第1回恵庭市営住宅運営委員会にて報告のとおり。

従前 全入居者(約800世帯)に対し原則窓口による受付(やむを得ない場合は郵送可能)

変更後 次のいずれかによる受付

- (1) 郵送(郵送料は入居者負担)
- (2) 該当の収入申告受付場所(空き住戸の郵便受け)へ投函
- (3) 電子申請(24時間受付)
- (4) 窓口来庁による申告(やむを得ない場合に限る)
- (5) 住民税課税情報の新規連携による算出(本人の同意があるまたは未提出の催促に従わない場合に限る)

※各受付方法の詳細については、別添「収入申告の方法について」を参照。

2. 実施結果

(1) 令和7年1月6日集計時点の申告実績

郵送	131件(17.0%)
投函	293件(38.0%)
電子申請	72件(9.3%)
窓口来庁	174件(22.5%)
その他(再認定・退去等)	68件(8.8%)

申告完了率 = 738件 / 784件 = 94.1%

※77.5%の入居者が新規取り組みを活用し、収入申告を完了する見込み。

なお、未申告者については提出の催促等を経て課税情報算出等により対応。

(2) 新規取り組みの成果

- ・窓口対応時間の縮減(推定削減時間194時間)
- ・住民トラブル及び困りごと相談の機会が分散化され、より丁寧な対応が可能となった
- ・市民サービスの向上(手続き利便性向上及び身体的負担軽減)
- ・費用対効果の向上(費用をかけず電子申請体制構築・空き住戸を活用した投函窓口設置)

3. 次年度に向けた検討事項

- (1) 投函先が空き住戸であるのか不安を覚える入居者も一定数いたことから、空き住戸であることを明記する。
- (2) 投函時は切手不要であるが、誤って切手を添付する入居者もいたことから、不要の旨を明記する。
- (3) 投函時は任意の封筒へ封入封緘することで足るが、封筒の種類についての問い合わせも一定数あったことから、収入申告依頼文書を市から送付した際の封筒を再利用し投函するよう促す。
- (4) 電子申請入力フォームの一部改善(生年月日記入欄追加等)
- (5) 庁内連携推進による提出書類の削減(生保受給証明書等)

収入申告の方法について

次の(1)～(3)のいずれかの方法により申告してください。

(1) 市営住宅課へ郵送

[提出書類]

- ① 市営住宅収入申告書
- ② 添付書類(別紙2「収入申告の添付書類について」参照)

[郵送先]

〒061-1498
恵庭市京町1番地 建設部市営住宅課(管理担当) 宛

(2) 指定投函場所へ投函

[提出書類]

- ① 市営住宅収入申告書
- ② 添付書類(別紙2「収入申告の添付書類について」参照)

[投函先]

あなたがお住いの住宅		投函場所
柏陽団地	137～206 号室	柏陽団地198号室 の 住戸扉郵便投函口
	207～234 号室	柏陽団地296号室 の 住戸扉郵便投函口
	235～276 号室	柏陽団地198号室 の 住戸扉郵便投函口
	277～336 号室	柏陽団地296号室 の 住戸扉郵便投函口

[投函口イメージ]



(3) 電子申請

[作業内容]

- ① 必要事項を入力
- ② 入力に従い必要書類をアップロード

- *入居者(名義人)と同居者 それぞれの入力フォーム より申請してください。
- *入居者(名義人)と同居者 全員分を入力 してください。
- *同居者は一人ずつ入力してください。

(例)入居者1名、同居者2名の世帯の場合

- ・入居者(名義人)用入力フォームより申請(1回)
- ・同居者用入力フォームより申請(2回)

[申請]

○スマートフォンより申請する場合



入居者(名義人)用



同居者用

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

○PCより申請する場合

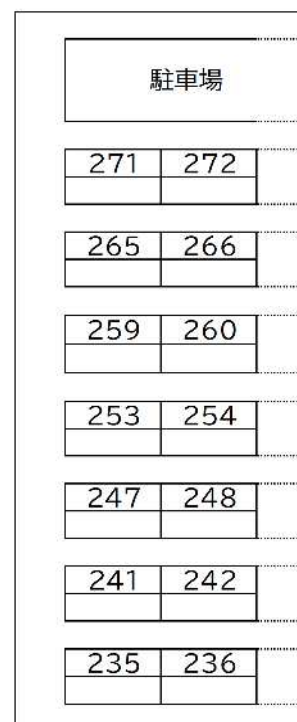
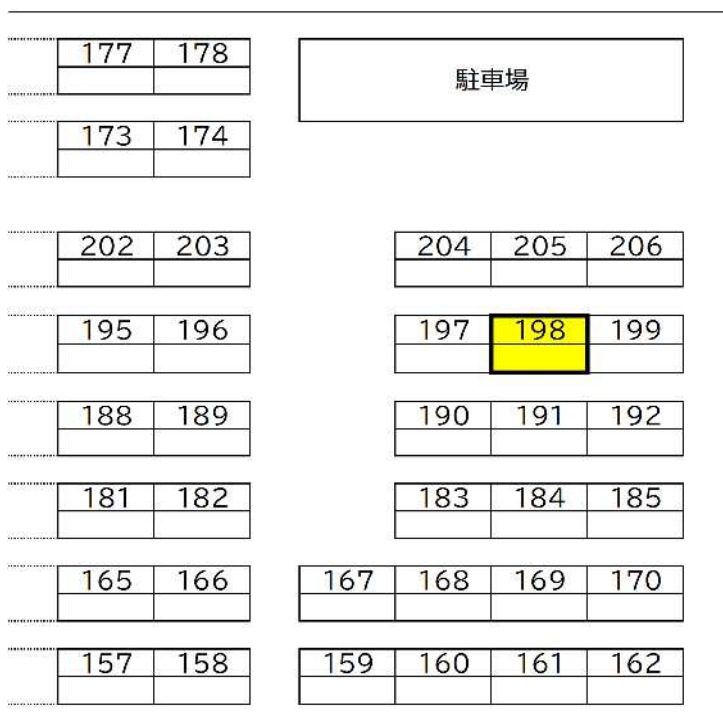
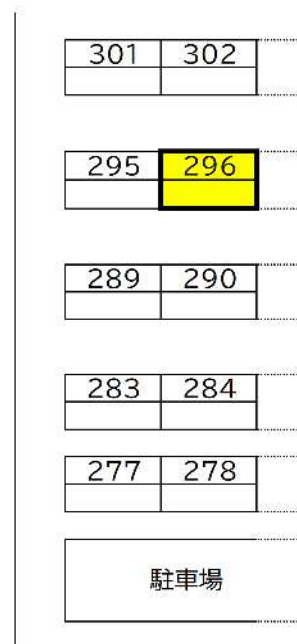
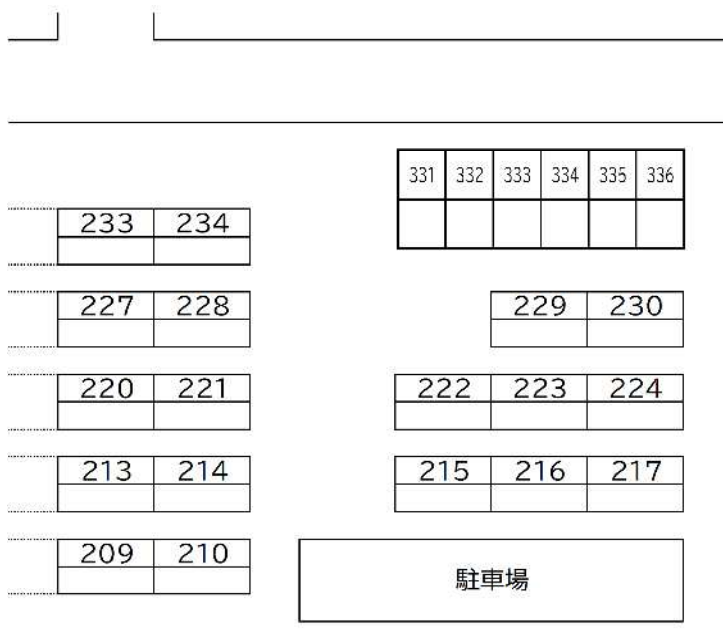
入居者(名義人)用

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uvqVjAkl>

同居者用

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zBeoAgV5>

参考 柏陽団地位置図(指定投函場所)



収入申告の方法について

次の(1)～(3)のいずれかの方法により申告してください。

(1) 市営住宅課へ郵送

[提出書類]

- ① 市営住宅収入申告書
- ② 添付書類(別紙2「収入申告の添付書類について」参照)

[郵送先]

〒061-1498
恵庭市京町1番地 建設部市営住宅課(管理担当) 宛

(2) 指定投函場所へ投函

[提出書類]

- ① 市営住宅収入申告書
- ② 添付書類(別紙2「収入申告の添付書類について」参照)

[投函先]

あなたがお住いの住宅	投函場所
桜町団地 1～4 号棟	桜町団地3号棟401号室 の 集合ポスト
5～12 号棟	桜町団地11号棟101号室 の 集合ポスト

[投函口イメージ]



(3) 電子申請

[作業内容]

- ① 必要事項を入力
- ② 入力に従い必要書類をアップロード

*入居者(名義人)と同居者 それぞれの入力フォーム より申請してください。
 *入居者(名義人)と同居者 全員分を入力 してください。
 *同居者は一人ずつ入力してください。

(例)入居者1名、同居者2名の世帯の場合

- ・入居者(名義人)用入力フォームより申請(1回)
- ・同居者用入力フォームより申請(2回)

(裏面に続く)

[申請]

○スマートフォンより申請する場合



入居者(名義人)用



同居者用

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

○PCより申請する場合

入居者(名義人)用

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uvqVjAkl>

同居者用

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=zBeoAgV5>

参考 桜町団地位置図(指定投函場所)

